

公文書管理委員会
第83回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第83回 公文書管理委員会 議事次第

日 時：令和2年9月28日（月）13:28～14:05

場 所：中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

開 会

- 1 委員紹介
- 2 委員長互選
- 3 委員長代理指名
- 4 その他

閉 会

（出席者）

小幡委員長、井上委員長代理、池田委員、伊藤委員、岡崎委員、川島委員
井上内閣府特命担当大臣、三ツ林副大臣、吉川政務官、山崎事務次官、別府内閣府審議官、大塚大臣官房長、宮川公文書監察室長、三上大臣官房審議官、小林大臣官房審議官（公文書監察室次長）、杉田大臣官房公文書管理課長（公文書監察室参事官）
加藤国立公文書館長

○三上審議官 定刻少し前でございますけれども、おそろいでございます。本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

事務局に新たに着任いたしました大臣官房審議官の三上と申します。委員長が選任されるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員の定足数を満たしておりますので、ただいまから第83回「公文書管理委員会」を開催いたします。

所要40分程度を見込んでおります。よろしく願いいたします。

本日は、井上大臣に御出席をいただいておりますので、御挨拶をぜひいただきたいと存じます。

井上大臣、よろしく願いいたします。

○井上大臣 公文書管理を担当する大臣を拝命いたしました井上信治でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様には公文書管理委員会の委員をお引き受けいただきまして、また本日、御多忙にもかかわらず御出席いただきまして、感謝を申し上げます。

公文書管理は、現在と将来の国民に対する説明責任を全うするため極めて重要な政策です。他方、昨今、公文書管理をめぐる様々な問題が噴出したのも残念ながら事実です。委員の皆様におかれては、政府の取組について調査・審議をいただくとともに、時代の変化に応じた適切な公文書管理の在り方について、高い識見から御議論をいただきたいと考えております。

行政文書の電子的な管理の方策についても、これまでも御議論をいただいておりますけれども、菅政権ではデジタル化を最重要課題の一つとして取り上げておりますので、私としてもしっかりとこれを進めてまいりたいと思います。

また、新たな国立公文書館の建設に向けましては、実は私自身、これまでこれに関する超党派の議員連盟の事務局長を長く務めて活動してまいりましたので、大変思い入れも深いものがございます。

公文書管理制度が、現在建設が進められている新たな国立公文書館と相まって、国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラである公文書を後世に残していくための土台となるよう、担当大臣として引き続き適切な公文書管理の実現に向けて取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○三上審議官 本日は、三ツ林副大臣、吉川政務官にも御出席いただいております。一言お願いしたいと存じます。三ツ林副大臣、お願いいたします。

○三ツ林副大臣 このたび、公文書管理を担当する内閣府副大臣を拝命いたしました三ツ林裕巳です。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど井上大臣からも御発言がございましたが、公文書管理は現在と将来の国民に対する説明責任を全うするために、極めて重要な制度でございます。新たな国立公文書館の建設、行政文書の電子的管理に向けた取組など、様々な重要課題がございますが、私も担当

副大臣として井上大臣をお支えし、適切な公文書管理の実現に向けて取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましては、高い識見からの御議論、御指導をいただければと存じます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○三上審議官 ありがとうございます。

引き続きまして、吉川政務官、お願いいたします。

○吉川政務官 このたび、公文書管理におきまして井上大臣を補佐させていただきます政務官の吉川赳でございます。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

まずはこの公文書の適正な管理ということに関しましては、国民の皆様方の非常に関心の高いところであります。さらには電子化ということにおきましては、昨年6月の閣議決定を受けて行政サービスの100%のデジタル化、これにつながるものかと存じます。まさに国民の皆様方の利便性の向上、これにも対応する大変重要な委員会であると私も考える次第でございますので、どうか委員の皆様方におかれましては、皆様方の識見を十分に役立てていただきますことを望みます。

改めまして、井上大臣、私は微力でございますが、しっかりとお支えてまいることをお誓い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○三上審議官 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。報道のカメラの方々は御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○三上審議官 井上大臣、三ツ林副大臣、吉川政務官におかれましては、所用によりここで退席させていただきます。

(井上大臣、三ツ林副大臣、吉川政務官退室)

○三上審議官 それでは、議事を進めてまいります。最初に、議題1の「委員紹介」でございます。委員の皆様におかれては、7月31日付で御就任をいただいております。弁護士の池田委員、一橋大学の井上委員、上智大学の小幡委員のほか、本日欠席されている駒澤大学の塩入委員におかれましては、引き続き、就任いただいております。

また、今期から東京都立大学の伊藤委員、九州大学の岡崎委員、東京大学の川島委員が加わっておりますので、委員の皆様には後ほど自己紹介をしていただきたいと思います。

併せて、この場をお借りして、事務局の紹介もさせていただきます。

山崎事務次官でございます。

別府内閣府審議官でございます。

大塚大臣官房長でございます。

宮川公文書監察室長・独立公文書管理監でございます。

小林審議官でございます。

杉田課長でございます。

国立公文書館の加藤館長からも一言お願いいたします。

○加藤館長 国立公文書館長の加藤でございます。座ってお話しさせていただきます。

今、お話がございましたように、国立公文書館の新館の建設が具体的な計画に入っておりますけれども、国立公文書館ではそれを支えるソフトの面の充実に取り組んでおります。その中で2、3点御報告させていただきますけれども、一つはアーキビストの認証制度のスタートでございます。お手元に資料が。

○三上審議官 加藤館長、申し訳ございません。それは後ほど、ここは自己紹介だけにとどめさせていただきます。恐縮でございます。

それでは、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

議題2の「委員長互選」に移ります。委員会令第4条の規定により、委員長は委員の互選により選出することとされております。自薦・他薦を問いません。委員の皆様から御提案をお願いいたします。どなたかございますでしょうか。

池田委員、お願いします。

○池田委員 公文書管理法をはじめとする行政法に関して卓越した知識をお持ちであること、それから、昨年7月の御着任後から委員長として委員会をスムーズに進行し取りまとめてこられたこと、以上を理由としまして、小幡純子先生を委員長に推薦させていただきたいと思っております。

○三上審議官 ありがとうございます。

ただいま、池田委員から小幡委員を委員長に推薦するという御意見がございました。ほかに御推薦はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、小幡委員に委員長をお願いしたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○三上審議官 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、小幡委員に委員長を務めていただきたいと思います。ここからの議事進行は、小幡委員長をお願いいたします。委員長席へ御移動をお願いいたします。

(小幡委員、委員長席へ移動)

○三上審議官 それでは、ここから委員長に議事の進行を委ねたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小幡委員長 ただいま委員長に選出されました小幡でございます。大臣等の御挨拶にもありましたように、公文書に係る大変重要な時期だと思っております。微力ではございますが、委員の皆様のお協力の下に委員長を務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思っております。

まず、議題3の「委員長代理指名」に参ります。委員会令第4条の規定に従いまして、委員長代理の指名を行います。私としては井上委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小幡委員長 それでは、当委員会の委員をずっと引き続いてやっていただいていたということで、井上委員に委員長代理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、委員の自己紹介に移ります。冒頭にも紹介がありましたが、第6期の公文書管理委員会が7月31日に発足いたしまして、新たに伊藤委員、岡崎委員、川島委員が委員に就任されました。第5期から引き続き委員を務める委員も含めまして、皆さん様々な専門分野で御活躍されておりますので、この場でお一人ずつ自己紹介ということで、お一人一言、御発言をいただきたいと思います。

では、池田委員からお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○池田委員 委員の池田陽子と申します。今回2期目の委員を拝命いたしました。

私は弁護士ですけれども、平成24年から情報公開・個人情報保護審査会の委員に任命されておりまして、公文書管理の問題については情報公開制度と協調する形で運用されて、2つの制度がよい影響を与えあって、ともにレベルアップしていくことが大切であるという観点から、これまで意見を申し上げてまいりました。

先ほどお話のあった電子化の問題を含めまして、情報公開制度と公文書管理制度には内在する問題がいろいろありまして、奥が深いことを日々感じておりますが、公文書管理法が目指す方向をしっかりと見守っていきたいと考えております。

また、今期も引き続き特定歴史公文書等不服審査分科会の委員を担当させていただくことになりました。過去と未来をつなぐ重要な歴史公文書を目にしておりますと、公文書は国民共有の知的資源であるという公文書管理法の言葉を実感しております。2年間、どうぞよろしく願いいたします。

○小幡委員長 池田委員、ありがとうございました。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 東京都立大学の伊藤と申します。今期から新たに委員として就任させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

私の専門は行政学です。行政学では、行政の運営に際して必要となる資源について関心を持っておりまして、例えば人員、人事ですとか、財政、財源です。そういったものについてはいろいろと研究も進んでいます。ただ、実は文書、行政資源でいえば情報というものの管理については、なかなか実態が分からないところも含めて、研究が進んでいないという状況があります。

先ほど大臣からも御挨拶がありましたとおり、この公文書管理というのは国民に対する説明責任を果たすという意味でも、非常に重要な領域だと理解しています。同時に、行政を運営していく上での共通のインフラ、あるいは業務フロー全体に関わる非常に重要な資源であると考えております。行政学の観点から、こうした重要な領域である公文書管理という問題に専門的な知見をいろいろな機会を踏まえて提供して、調査・審議に参画してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○小幡委員長 ありがとうございました。

では、引き続きまして、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 一橋大学法学研究科の井上でございます。よろしくをお願いいたします。

私は公文書管理制度とどのような関わりを説明いたしますと、2014年度から公文書管理委員会の委員を務めさせていただいているほか、新たに建設される国立公文書館に関して、「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討委員会」の構成員も務めております。また、今年から国立公文書館の「アーキビスト認証委員会」の委員もお引き受けしております。また、様々な形で公文書制度に関わりを持たせていただいております。そのほか、行政データをオープン化して官民で利活用を進めようというオープンデータ戦略にも初期から関わっており、行政の保有するデータの利活用促進という視点で発言させていただいてきました。

私の専門は法学で、著作権法など知的財産法です。公文書管理に関しても、行政文書、公文書について著作権がどのように働くかという観点で著作権法は関係してきます。例えばアメリカでは、国の作成した公文書に著作権がないという制度になっておりますが、日本では作成者である国に著作権があるとされています。比較法研究としては面白いテーマです。公文書管理委員会でも必要に応じて自分の専門性を生かして、何か貢献できればと思っております。

ただ、著作権が関係する場面というのは、それほど多いわけではございません。委員会では、民主主義の基盤であって、また、次世代に引き継いでいくべき公文書の管理、いかにあるべきかという視点から、国民の一人として意見を申し述べていきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、お願いいたします。

○岡崎委員 九州大学の岡崎と申します。長らく保坂先生がお務めになっておられましたアーカイブズ学及び記録情報管理の専門という立場を引き継ぐことになりました。よろしくをお願いいたします。

私は、勤務先では文学部の歴史学科に所属するとともに、統合新領域学府という新設の学際大学院で、情報学研究者とともに情報管理の教育にも携わっております。この関係から、十数年ほど前から、情報化・国際化の動向のなかで変容を遂げている現代アーカイブズ学を研究しております。情報化の時代には、情報の生成から利活用、最終的処分、さらに組織外との共有に至る諸段階がシームレスになることから、従来の情報管理とは異なる発想が必要になります。そこでは、従来からの内部統制に関わる問題と、オープンデータ、オープンガバメントなどの、方向性が必ずしも同じではない課題を、統合的に解決することが求められています。

いま一つ、私に関心を寄せている課題として、現代の情報化、国際化の動きと関連しながら、データ・情報管理そのものが統合されていくなかで、文書館も含む情報管理機関のミッション、それを担う専門職の新しいあり方の再検討というものがあります。本日御出

席なさっている国立公文書館の加藤館長の下に設置された、アーキビストの職務基準書の作成にも携わらせていただきましたのも、この点を評価いただいたからかと存じます。

私としては、アーカイブズの専門家として、ここ数年いろいろな問題が提起されている中、後ろ向きではなくて、未来志向の、市民のため、国民のため、世界のためになるような制度設計をぜひ国でも整えていただきたいと思いますし、そのために何かできますことがあれば貢献したい、と願っております。よろしく願いいたします。

○小幡委員長 ありがとうございます。

それでは、川島委員、よろしく願いいたします。

○川島委員 このたび委員を拝命した川島でございます。どうぞよろしく願いします。新規の委員でございます。

私自身は歴史をやっております。それも中国の政治外交史を専門としておりますので、もっぱらアーカイブズのユーザーでございます。もし何か申し述べることあるとすると、アーカイブズをずっと利用している立場でございますので、いろいろな国の文書の管理の在り方や利用の条件を学ぶのですが、アジアの場合は突然民主化によって文書が開いたり閉じたりするのです。今、この場でこういう文書なり何なりがこのように公開されていること自体がとても重い意味を持つわけです。そのために、なぜこうなっているのだろうかとか調べ始めると、法制度、文化、いろいろなものが背景にあるものですから、そこからアーカイブズへの関心を持ち始めました。

日本では往々にしてすぐ欧米と比べてしまいますけれども、昨今、東アジアのアーカイブズの公開にしても、良いか悪いかは別にして、いろいろな面で非常に進展しております。そういう意味で、アジアからも日本に随分厳しい目が向けられる面もありますので、そうしたことも考えていきたいと思っています。

また、先ほどから上がっているアカウントビリティーの面で、今と将来という話があって、私はどちらかと言うと将来のほうに、歴史家ですので、今のことが将来の歴史家にどのように見られるのかという観点、あるいは将来へのアカウントビリティーを重視するなる観点を強く持ってまいりました。ですので、今、公開をしないと、将来の歴史家にこの時代の日本が書かれないかもしれない。つまり歴史家は資料がないと書けませんので、ちゃんと文書が開いていないと、歴史の中に日本発の情報が入らないのです。つまり外国の史料を使って日本のことを書くはめになるわけです。文書がちゃんと開いていることが、この国の将来にとってのアカウントビリティーなり、説明責任に非常に重要になるということを感じている状態の中で研究をしてまいりました。

これまで何かアーカイブズ関係でやったことがあるかと言うと、外務省の中で、外交記録公開推進委員会委員というのをやっています。この委員会での私の役割は学習院の井上先生の後任だと思っておりますので、そうした歴史家の視点をお伝えできればと思っております。特定歴史公文書の不服審査分科会の委員のほうも拝命しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

今日、塩入委員は御欠席でございますが、塩入委員は行政法の専門でございます。

私も一言だけ申しますと、私も行政法を専門にしております。情報公開、行政不服審査など、そういう分野に関わってまいりました。前の期から、この公文書管理委員会のメンバーになっておりますが、本当に公文書の管理というのは非常に重要だということをつくづくと考えさせられております。

歴史的にも将来文書がないと、過去を振り返る際に、非常にダメージがあることとなりますので、公文書はきちんと残しておかなければいけないということと、過去の歴史的な文書保存の問題とともに、やはり日々役所において、どのように文書を管理していくかというこれがまた大変難しい問題でございます。それぞれの役所なりにいろいろ考えてやっていらっしゃると思いますが、それができるだけ効率的にきちんとした形でルールにできるようにということをこの公文書管理委員会でも議論しなければいけない。

また、ここに来て新型コロナ禍でデジタルのほうの加速が進んでおまして、その中で新しい文書管理の在り方ということも当然考えていかなければいけないことになりましたので、この委員会の役割は大変重要かと思っております。

委員の先生方は、それぞれの専門分野で貴重な識見がおありなので、ぜひそれを生かしていただければと思っております。

委員長、微力ではございますが、どうかよろしく願いいたします。

今日、御出席の委員は以上なのですが、加藤館長のほうからも一言お願いできればと思います。お願いします。

○加藤館長 改めまして、国立公文書館長の加藤でございます。よろしく願いいたします。私のほうから、2、3点、現在の取組についてお話をさせていただきます。

先ほどからお話がありますように、新館の建設が2026年を目標ということで、今計画が進んでおりますけれども、私どもはその中身、ソフトの面での充実に取り組んでおります。その中で今一番力を入れておりますのは、アーキビストの専門家としての公的な資格の認証という作業でございます。

お手元の参考資料1にその概要が述べてありますが、先ほどお話がありましたように、岡崎先生はじめ皆さんの御指導をいただきまして職務基準書が確定をして、それに基づいて専門家を認証しようという作業でございます。

お手元の資料の2ページ目に審査方法ということで、公文書管理に関する知識・技能、実務経験、調査研究能力、かなりレベルの高い専門家を要求して認証しようということで取り組んでおります。

準備が整いまして、9月1日からこの応募を始めました。あさって30日が締め切りでございますけれども、幸いなことに先週までに100名を超える応募者がございました。専門家の中で大変関心が高いなということを感じております。

現在、公文書館の中にありますアーキビスト認証委員会、井上先生にも委員として御就

任をお願いいたしましたけれども、認証委員会で応募者に対する審査を行いまして、来年1月には公的資格を持った認証アーキビストが誕生するという運びになりました。これが毎年積み重なって、公文書管理の専門家が各役所であるとか、地域の公文書館であるとか、いわゆる目利きとして存在することを期待しております。

併せて、多くの方からこういう高度な専門家だけではなくて、実際に実務に携わっている人たちについて一定の資格を与えたらどうかと、准アーキビストというような存在を考えたかどうかという御提案がありまして、これも併せて認証委員会で検討を進めさせていただきたいと思っています。いよいよ専門家が誕生するという形でございます。

2つ目は、先ほどからお話があります資料のデジタル化の問題でございまして、現在、公文書館では約150万冊の公文書がございましてけれども、そのほとんど全てが紙文書でございまして。現在その2割がデジタル化されておりますけれども、これも新館建設に向けてできるだけ多くの資料をデジタル化したい。それから、これからの行政官庁での資料の作成ということを考えますと、(将来的には)それがほとんど電子媒体による記録になりますので、当然、公文書として公文書館に移管される記録も全て電子媒体での移管になりますので、これを受け入れるための新しい次世代システムの構築に取り掛かり始めたところでございまして、2、3年のうちにはこれを完成させて、電子媒体での文書の受け入れということを推進していきたいと思っております。

重点課題は以上でございまして。引き続き、よろしくをお願いいたします。

○小幡委員長 ありがとうございます。

本日の委員会は新しい期が発足したということで、委員長を互選していただくというのが主な議題となります。したがって、一応議題としては以上ですが、せっかくお集まりいただきましたので、今、加藤館長からお話もございましたが、事務局のほうから参考資料として付けているものについての御紹介をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○杉田課長 事務局でございまして。

お手元に参考資料を4種類配付させていただいております。先ほど加藤館長から御説明もございましたアーキビストの申請の手引き、実施についてというものを配らせていただいております。それから、自己紹介の中でも御紹介等ございましたけれども、行政文書の電子的管理、新しい国立公文書館の基本設計についても、過去、この委員会資料として使用したものを改めてお配りさせていただいております。必要に応じて御参照いただければと考えております。

以上でございまして。

○小幡委員長 いかがでしょうか。今、アーキビストの申請、100名ぐらいですか。

○加藤館長 100名を超えております。

○小幡委員長 申請がされ、審査をするということですか。

○加藤館長 いろいろなところで言われていますが、おおよそのめどが60~70人ぐらいか

など言われていますので、これから認証委員会で御審査をいただくことにしております。
○小幡委員長 委員の先生方、どんなことでも結構ですので、御質問等ございましたら、
お願いします。せつかくですので、新しい国立公文書館についても、少し説明いただけますか。

○杉田課長 参考資料3を御覧いただければと思います。新しい国立公文書館の建設につきましては、老川座長からなります調査検討会議を立ち上げまして、そこで基本構想、調査検討会議の報告書を御審議いただいたところでございます。それから、内閣府のほうにおきましても基本計画の策定をしたところでございまして、それに基づきまして、今、基本設計を策定したと、今年度につきましては、更にそれを踏まえまして、実施設計を策定中という形になってございます。

建物の概要といたしましては、ここの資料の左上に書いていますとおり、国会前庭の憲政記念館跡地のところに、取り壊しをいたしまして国立公文書館との合築をするという形になってございます。工事費といたしまして約490億円、2026年度の開館を目指して建設工事に今後着手するという形になってございます。

そういった意味で、建物のハード面につきましては、こういった形で着々と取組が進んでいるというところでございまして、先ほども言及がございましたけれども、今後ソフト面をどうしていくのか、展示のあり方等々、そういったところも基本構想の中で、今後の検討事項とされているところでもございますので、そのところの検討は引き続き進めていくのかなと考えております。

以上でございます。

○小幡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。他の国と比較してとか、そういう先生方のご関心もあったかと思いますが、やはり公文書館という充実した施設があることは大変大事なことだと思います。完成までまだ少しかかりますが、無事完成して、たくさんの方が来館してくださるようになればよろしいかと思えます。ほかにはよろしいでしょうか。

私から1点、アーキビストとして、やはり最初に60~70人ぐらい認証されるのではないかということですね。そういう方は、先ほどお話がりましたが、いろいろな公文書館に勤務されたり、そういうことが考えられるのでしょうか。

○加藤館長 現在、やはりアーキビストの専門性というのが社会的に認められていない。例えば美術館、博物館の学芸員、キュレーターのような社会的立場が確立していないということもございまして、各地方の公文書館、文書館での文書管理の専門家というのは、非常に立場があやふやとか弱い立場にありますので、専門家としてしっかり認証することによって、こういう人たちの雇用・処遇をきちんと確立することに結びつけていきたいなということが一つございます。

それから、これは各省庁の御判断ですけれども、やはり文書の保存、移管に関するいわゆる文書価値の判断、目利きの存在として、そういう方たちが今後配置されることを期待

したいなど、そういうことを考えております。

○小幡委員長 ありがとうございました。

やはりこういう資格があるということで、文書の扱い方についての専門性が非常に大事だということも広く認識されることになるかと思えます。いろいろ報道等もされているようですので、軌道に乗ってくださればと思っております。

それでは、ほかによろしいでしょうか。事務局は特に大丈夫ですか。ありがとうございました。

本日は以上をもちまして、第83回「公文書管理委員会」を終了したいと思います。委員の皆様におかれましては、このような情勢の中、対面でお集まりいただきまして、ありがとうございました。今後ともどうかよろしく願いたします。では、終了とさせていただきます。